

「石綿作業主任者技能講習」開催のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

- ・石綿取扱い作業については、石綿作業主任者を選任して作業に従事する労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を遂行させなければなりません。
(労働安全衛生法第14条、石綿障害予防規則第19.20条)
- ・平成18年3月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者は、石綿作業主任者となる資格を有しています。
- ・石綿作業主任者技能講習修了者は、建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格の一つとなります。

1. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員	写真
令和4年 12月 8日(木) 12月 9日(金) 9時30分～	和歌山市西浜1014番地27 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室	100名	要
			受講資格
			不要

2. 受講料

受講料は、講習日(土日祝を除く)の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
9,900円	1,980円	11,880円

(受講料、テキスト代とも税込)

3. 持ち物・・・ 受講券(受付でご提示してください)

筆記用具(修了試験は、マークシート方式)・鉛筆、
シャープペンシル(ボールペンは不可)、消しゴム

4. 申込方法

各講習共通留意事項をご覧ください。受講申込書の必要事項をご記入の上、お申込下さい。

5. 受講料振込先

紀陽銀行本店営業部
普通 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 駐車場のご注意

駐車場をご利用申込みの方は(申込書に記載の方)、受講券と一緒に駐車券をお渡しします。当日忘れずにお持ちいただき、駐車券は見えるように車のダッシュボードにおいて下さい。また、台数に限りがありますので必ず駐車券案内のとおりにお申し込み下さい。

7. 昼食

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、当日お弁当の注文を承っていますのでご利用下さい。

8. 修了証の交付 所定の全科目を受講し、修了試験合格者には最終日にお渡しします。